

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱

28環自計第966号
平成29年3月3日
改正 2環自計第954号
令和3年 3月26日
改正 5環自計第442号
令和5年 9月11日
改正 6環自計第919号
令和7年 3月31日

(目的)

第1条 本制度は、東京都知事（以下「知事」という。）が、在来種を積極的に植栽している緑地を登録し、公表するとともに、在来種植栽の意義等を広く都民に発信することにより、生きものの生息生育に配慮した緑化を普及拡大し、もって東京の生物多様性の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「江戸のみどり登録緑地」（以下「登録緑地」という。）とは、本要綱に定める要件に適合する在来種の植栽がなされ、本要綱に定める手続によって登録される緑地をいう。
- 二 「在来種」とは、植栽を行う地域において自然分布している種、亜種又はそれ以下の分類群に属する植物をいい、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成26年5月 東京都環境局）に基づいて選定される種をいう。
- 三 「緑地」とは、縁石等で区画された地上部の植栽地又は建築物上の植栽地であって、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第39号）第6条第2項の規定による割合等を基準として樹木が植栽されている区域をいう。ただし、樹木が単独で存する場合には当該樹木の樹冠の広がりを地上へ投影した部分の区域を、生きものの生息生育環境としての目的を有する草地及び水辺が存する場合にはその区域を、それぞれ緑地とみなす。
- 四 「高木」、「中木」、「低木」とは、それぞれ、東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則第6条第2項に規定するものをいう。
- 五 「整備事業者」とは、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第14条に規定する緑化計画書の届出又は同種の制度であって知事が認めるものに基づく緑化の計画に関する手続を行った計画中の緑地の整備を行う者をいう。

(対象とする緑地)

第3条 登録の対象は、都内（島しょ部を除く。）の次の各号に掲げるものの用に供する1,000平方メートル以上の敷地（国及び地方公共団体が有する敷地を除く。）における緑地とする。

- 一 建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。)
- 二 建築物以外の工作物
- 三 前二号に掲げるもののほか、屋外運動競技施設、屋外娯楽施設、駐車場、資材置場、作業場又は墓地

(登録の申込み)

第 4 条 登録を受けようとする緑地の所有者若しくは管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 25 条第 1 項の管理者又は同法第 47 条第 2 項の管理組合法人をいう。以下同じ。）又は整備事業者は、別記第 1 号様式の申込書により、知事へ登録の申込みを行うものとする。

(登録)

第 5 条 知事は、緑地の所有者又は管理者から登録の申込みがあった緑地について、書類審査及び現地確認の結果、別表第 1 に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該緑地を登録緑地として登録する。

2 知事は、整備事業者から登録の申込みがあった計画中の緑地について、書類審査によりその計画が別表第 1 に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該緑地を、登録を予定する緑地（以下「登録予定緑地」という。）として登録すること（以下「予定登録」という。）を行う。この場合において、整備事業者は、登録予定緑地に係る緑化が完了したときはその旨を別記第 2 号様式により知事へ届け出るものとし、知事は現地確認により別表第 1 に掲げる要件に適合すると認めるときは当該緑地を登録緑地として登録すること（以下「緑化完了後の登録」という。）を行う。

(優良緑地)

第 6 条 知事は、前条第 1 項に規定する登録において、生きものの生息生育環境への配慮に関し、次の各号に掲げる取組のうち 2 つ以上の取組が行われていると認める場合には、当該緑地を登録緑地における優良緑地（以下「優良緑地」という。）として区分して登録するものとする。

- 一 化学薬品を用いた除草剤・殺虫剤等の使用量の低減
- 二 昆虫類や鳥類等の餌場や隠れ場所等の確保
- 三 生きものの生息生育環境としての目的を有する草地や水辺の配置
- 四 前各号に掲げるもののほか、生きものの生息生育環境への配慮

2 前項の規定は、予定登録及び緑化完了後の登録において準用する。

(登録証の交付等)

第 7 条 知事は、第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録（予定登録を除く。）をしたときは、申込みを行った者に対し、登録緑地（優良緑地を除く。）として登録する場合にあっては別記第 3 号様式による登録証を、優良緑地として登録

する場合にあっては別記第 4 号様式による登録証を交付する。

- 2 知事は、予定登録をしたときは、別記第 5 号様式によりその旨を申込みを行った者（以下「予定登録者」という。）へ通知する。
- 3 知事は、登録の申込みがあった緑地が別表第 1 に掲げる要件に適合しないと認めるときは、別記第 6 号様式により、その旨を申込みを行った者へ通知する。

（シンボルマークの使用）

第 8 条 前条第 1 項の登録証の交付を受けた登録緑地の所有者、管理者又は整備事業者（以下これらを総称して「登録緑地の登録者」という。）は、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用規程（令和 5 年 9 月 11 日付 5 環自計第 442 号。以下「使用規程」という。）第 4 条第 2 項に規定する利用許諾を受けた後、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」シンボルマーク使用マニュアル（令和 5 年 9 月 11 日付 5 環自計第 442 号。以下「使用マニュアル」という。）に定めるシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を無償で使用するすることができる。

- 2 前項の利用許諾を受けた登録緑地の登録者は、シンボルマークの使用に当たっては、使用規程及び使用マニュアルを遵守するものとする。

（台帳の整備）

第 9 条 知事は、登録緑地及び登録予定緑地を適正に管理するため、「江戸のみどり登録緑地台帳」（以下「台帳」という。）を整備する。

- 2 台帳に記載する内容は、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定めるものとする。

（公表）

第 10 条 知事は、第 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録（予定登録を除く。）をしたときは、登録緑地の概要及び写真をホームページ上に公表するものとする。

- 2 知事は、予定登録をしたときは、前項と同様の内容を公表することができる。

（登録緑地の管理等）

第 11 条 登録緑地の登録者は、登録緑地の適切な管理に努めなければならない。

- 2 登録緑地の登録者は、登録が行われた日の属する年度の翌年度以降、毎年度登録が行われた月の末日までに、過去 1 年間の登録緑地の管理状況を、別記第 7 号様式により知事へ報告するものとする。
- 3 知事は、前項の規定に基づく報告内容その他登録緑地の管理状況の確認のため必要な範囲において、当該登録緑地の登録者の了解を得て現地確認を行うものとする。この場合、知事は、緑地の管理につ

いて必要な範囲において助言を行うことができる。

（普及啓発の実施）

第12条 登録緑地の登録者は、シンボルマーク、当該登録緑地の設置の趣旨等について、登録緑地の存する敷地のうち都民から視認されやすい場所へ表示するよう努めるものとする。

2 知事及び登録緑地の登録者は、ホームページ、パンフレット等の広報媒体等を活用して、在来種植栽の意義及び登録緑地等の普及啓発に努めるものとする。

（台帳記載内容の変更）

第13条 登録緑地の登録者は、台帳に記載された内容に変更が生じた場合には、速やかに別記第8号様式により変更の内容を知事へ届け出るものとする（次条及び第15条に該当する場合を除く。）。

2 前項の規定は、登録予定緑地について準用する。

（優良緑地への変更）

第14条 登録緑地の登録者であって、優良緑地への変更を希望する者は、別記第9号様式の申込書により、知事へ登録の変更の申込みを行うものとする。

2 知事は、前項の申込みがあった登録緑地について、書類審査及び現地確認の結果、第6条第1項各号に掲げる生きものの生息生育環境への配慮に関する取組のうち2つ以上の取組が行われていると認める場合には、当該緑地を優良緑地としての登録に変更するものとする。

3 知事は、前項の登録の変更を行ったときは、申込みを行った者に対し、別記第4号様式による登録証を交付するとともに、優良緑地に係るシンボルマークの使用を認めるものとする。

4 知事は、第1項の申込みがあった緑地が第6条第1項に掲げる要件に適合しないと認めるときは、別記第6号様式により、その旨を申込みを行った者へ通知する。

（登録の承継）

第15条 登録緑地の登録者に変更が生じる場合には、当該登録緑地の登録者は、第11条に規定する登録緑地の管理及び第12条に規定する普及啓発の実施について、変更後の登録緑地の登録者に引き継ぐものとする。

2 予定登録者に変更が生じる場合には、当該予定登録者は、第5条第2項に規定する緑化の完了後の届出について、変更後の登録緑地の整備事業者を引き継ぐものとする。

3 前2項の承継が行われた場合には、変更後の登録緑地の登録者及び整備事業者は、速やかに別記第10号様式によりその旨を知事へ届け出るものとする。

（登録の取消し）

第16条 知事は、第11条第2項による報告又は第13条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）による届出の結果、登録緑地が別表第1の要件に適合しなくなった場合又は第6条第1項の登録に係る取組が行われていないことを確認した場合には、登録緑地の登録者に対し、緑地の面積の回復等の適切な措置を行うよう指導するものとする。

2 知事は、前項の指導によっても緑地の状況が改善されない場合又はその他登録の継続がふさわしくないと判断する場合には、当該緑地の登録緑地としての登録の取消し又は優良緑地としての登録の取消しを行うことができる。

3 知事は、計画の変更等により登録予定緑地が別表第1の要件に適合しなくなった場合又は第6条第1項の登録に係る取組が行われなくなった場合には、当該緑地の予定登録の取消し又は優良緑地としての予定登録の取消しを行うことができる。

4 知事は、第2項による取消しを行った場合にあっては登録緑地の登録者に対して、前項による取消しを行った場合にあっては予定登録者に対して、別記第11号様式によりその旨を通知するものとする。

5 登録緑地の登録者は、前項により取消しの通知を受けたときは、速やかに登録証（別記第3号様式）を知事に返納しなくてはならない。

6 知事は、第2項及び第3項により優良緑地としての取消しを行った場合において、別表第1の要件を満たしているときは、登録緑地の登録者に対しては、別記第3号様式による登録証を交付し、登録緑地に係るシンボルマークの使用を認め、予定登録者に対しては、別記第5号様式により第5条第2項に規定する予定登録をした旨を通知するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項は、取扱要領で定めるものとする。

附 則（平成29年3月3日）

この要綱は、平成29年3月3日から施行する。

附 則（令和3年3月26日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月11日）

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

附 則（令和7年3月31日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

要 件	備考
（１）緑地の面積のうち、樹木が植栽されている区域の面積が 100 ㎡以上であるもの	（１）樹木が植栽されている区域の 面積及び（２）在来種の樹木の面積 割合は、登録申込時点における面積 によって算出する。
（２）在来種の樹木の面積割合 高木 ：40%以上 中木及び低木：10%以上	
（３）在来種の樹木の種数 高木 ：4 種以上 中木及び低木：3 種以上	

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（申込者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

登 録 申 込 書

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第 4 条の規定により、次のとおり、「江戸のみどり登録緑地」への登録を申し込みます。

名称			
所在地			
敷地面積（1,000 m ² 以上）	m ²	緑地の面積 （うち樹木の植栽面積）（100 m ² 以上）	m ² （ m ² ）
緑地の説明			
樹木における在来種の割合等	○在来種の樹木の面積割合 高木： % （ m ² ）、 中木及び低木： % （ m ² ） ○在来種の樹木の種数 高木： 種、 中木及び低木： 種 ○主な樹種、数量等（在来種を中心に）		

生きものの生息生育環境への配慮 ※優良緑地として登録を希望する場合は、第 6 条各号の中から 2 つ以上の要件について取組内容を記載（詳細は添付資料で別途説明してください）	
完成（予定）年月	年 月

※欄の大きさは適宜調整してください。

※緑地の説明の欄には、緑地のコンセプト及び緑地内の植栽の概要（以上必須）、確認されている動植物、普及啓発活動の実施状況、PR ポイント等について記載してください。

- ※必要添付資料
- ・位置図(敷地及び建築物等の位置及び方位を示すもの)
 - ・緑地の形状、面積、在来種割合等の計算根拠資料（図面、樹種リスト及び数量表等）
 - ・生きものの生息生育環境への配慮に関する説明資料（記載した場合）
 - ・現地の写真（原則として申込み前 1 か月以内に撮影したものを複数枚）
 - ・その他説明資料（適宜）

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

完 了 届

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり、登録予定緑地に係る緑化が完了したので届け出ます。

名称			
所在地			
敷地面積(1,000 m ² 以上)	m ²	緑地の面積 (うち樹木の植栽面積) (100 m ² 以上)	m ² (m ²)
緑地の説明			
樹木における在来種の割合等	○在来種の樹木の面積割合 高木： % (m ²)、中木及び低木： % (m ²) ○在来種の樹木の種数 高木： 種、 中木及び低木： 種 ○主な樹種、数量等（在来種を中心に）		

生きものの生息生育環境 への配慮 ※優良緑地として登録を 希望する場合は、第 6 条 各号の中から 2 つ以上の 要件について取組内容を 記載（詳細は添付資料で 別途説明してください）	
完成年月	年 月

※欄の大きさは適宜調整してください。

※緑地の説明の欄には、緑地のコンセプト及び緑地内の樹木の概要（以上必須）、確認されている動植物、PR ポイント等について記載してください。

- ※必要添付資料
- ・位置図(敷地及び建築物等の位置及び方位を示すもの)
 - ・敷地及び緑地の形状及び面積、在来種割合等の計算根拠資料（緑化計画図、樹種リスト及び数量表等）
 - ・生きものの生息生育環境への配慮に関する説明資料（記載した場合）
 - ・現地の写真（植栽が完成した状況が分かるものであって、原則として申込み前 1 か月以内に撮影したものを複数枚）

登 録 証

江戸のみどり登録緑地



名 称 :

所 在 地 :

登 録 者 :

年 月 日

東京都知事

※「登録者」の欄は、「所有者」、「管理者」又は「整備事業者」に書き換えることができる。

登 録 証

江戸のみどり登録緑地 ＜優良緑地＞



名 称 :

所 在 地 :

登 録 者 :

年 月 日

東京都知事

※「登録者」の欄は、「所有者」、「管理者」又は「整備事業者」に書き換えることができる。

文 書 番 号
年 月 日

名 称
代表者の氏名 殿

東 京 都 知 事
（ 公 印 省 略 ）

登 録 予 定 緑 地 通 知 書

年 月 日付けで「江戸のみどり登録緑地」に係る申込みがあった計画中の緑地については、書類審査の結果、登録の要件に適合すると認めるので、在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第 5 条第 2 項の規定により、以下の通り登録予定緑地として登録したので通知します。

なお、登録緑地としての登録には現地確認が必要となりますので、緑化の完了後は速やかに同項の規定に基づく届出をしてください。

名称		
所在地		
登録年月日	年 月 日	
適合する登録の要件 (該当要件に○印)	別表第 1	第 6 条（優良緑地）

文 書 番 号
年 月 日

名 称
代表者の氏名 殿

東 京 都 知 事
（ 公 印 省 略 ）

審査結果（不適合）通知書

年 月 日付けで「江戸のみどり登録緑地」に係る〔 第 4 条に基づく登録
第 14 条に基づく登録の変更 〕の申
込みのあった緑地については、要件に適合しない事項があり登録ができないので、在来種植栽登録制度
「江戸のみどり登録緑地」実施要綱〔 第 7 条第 3 項
第 14 条第 4 項 〕の規定により通知します。

名称	
所在地	
適合しない事項	

第7号様式（第11条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

（報告者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

管理状況報告書

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第11条第2項の規定により、以下のとおり、登録緑地に係る管理状況を報告します。

名称	
所在地	
登録年月日	年 月 日
管理状況	

※欄の大きさは適宜調整してください。

※登録緑地の管理状況については、主な管理作業ごとに区分して記載するとともに、緑地の状態が確認できる写真を添付してください。

※登録緑地が優良緑地の場合には、該当する第6条の各号ごとに取組状況を記述するとともに、説明資料（維持管理作業中の写真、業務報告書の写しなど）を添付してください。

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

台帳記載事項変更届

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第13条の規定により、次のとおり、
〔登録緑地
登録予定緑地〕に係る台帳記載内容の変更を届け出ます。

名称				
所在地				
登録年月日	年 月 日			
変更の内容	項目	変更前	変更後	理由

※欄の大きさは適宜調整してください。

※変更の内容欄には、台帳の記載項目のうち、変更が生じるものを記載してください。

※必要に応じて説明資料を添付してください。

東京都知事 殿

（申込者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあっては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

優良緑地への変更申込書

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第14条の規定により、次のとおり、優良緑地への登録の変更を申し込みます。

名称	
所在地	
登録年月日	年 月 日
生きものの生息生育環境への配慮 ※第6条各号の中から2つ以上の要件について取組内容を記載（詳細は添付資料で別途説明してください）	

※欄の大きさは適宜調整してください。

※必要添付資料 ・生きものの生息生育環境への配慮に関する説明資料

- ・現地の写真（生きものの生息生育環境への配慮に関する取組の実施状況等の説明に必要なものであって、原則として申込み前1か月以内に撮影したものを複数枚）

第 1 0 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

東 京 都 知 事 殿

（届出者）

住 所

氏 名

電話番号

（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）

（代理人）

住 所

会 社 名

担当者氏名

電話番号

〔 登録緑地
登録予定緑地 〕 承継届出書

〔 登録緑地
登録予定緑地 〕 在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱第 15 条第 3 項の規定により、
〔 登録緑地
登録予定緑地 〕 について承継したので届け出ます。

名 称	
所在地	
登録年月日	年 月 日
従前の登録者	
承継年月日	年 月 日
承継の理由	

※承継の事実及び承継内容を説明した書類等を添付してください。

文 書 番 号
年 月 日

名 称
代表者の氏名 殿

東 京 都 知 事
（ 公 印 省 略 ）

取消し
〔 登録緑地
登録予定緑地 〕 に係る〔 優良緑地としての登録の取消し
優良緑地としての予定登録の取消 〕 通知書

在来種植栽登録制度「江戸のみどり登録緑地」実施要綱〔 第 16 条第 2 項
第 16 条第 3 項 〕の規定により、
次に掲げる〔 登録緑地
登録予定緑地 〕について、〔 取消し
優良緑地としての登録の取消し
優良緑地としての予定登録の取消し 〕を行ったので
通知します。

名称	
所在地	
取消年月日	年 月 日
取消しの理由	